

企業行動表彰の概要

1. 表彰制度について

上場会社表彰として平成 21 年度から以下のとおり「企業行動表彰」を創設する。

(1) 表彰方針

東証が市場開設者としての立場から望ましいと考える上場会社としての企業行動を普及・促進するため。

(2) 表彰対象会社

上場内国会社を対象とする。

(3) 表彰対象

東証の上場規則に設けている企業行動規範に既に採用され、又は、今後採用される可能性の高い企業行動のうち、先駆的な企業行動として、他の上場会社の企業行動に影響を与え、新たな流れを作るなど、当取引所の企業行動規範の浸透又は充実に資すると認められる企業行動を表彰対象とする。

(4) 表彰時期

毎年 1 回、2・3 月頃に表彰を行う。

2. 選定方法

学識経験者、公認会計士、証券アナリスト、機関投資家等各方面の専門家 7 名からなる「上場会社表彰選定委員会」において選定を行う。

具体的には、毎年、事務局からの提案及び各委員の意見に基づき、その時期に表彰するに相応しい企業行動を選定する。(過去の企業行動であっても、その時期に表彰することに意義があると認められるものについては幅広く表彰対象とする。)